



令和2年10月

# 特定技能Ⅰ号介護業について

**KOWA WORLD** 株式会社

作成者： かせい  
河 西

# 目次

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 特定技能Ⅰ号の分類                  | .....3  |
| 特定技能Ⅰ号のポイント                | .....4  |
| 特定技能1号「介護」について             | .....5  |
| 介護分野における在留資格「特定技能1号」について   | .....6  |
| 技能試験・日本語試験免除対象者            | .....7  |
| 技能実習「介護」                   | .....8  |
| 技能実習の現状                    | .....9  |
| EPA介護福祉士候補者について            | .....10 |
| EPA介護福祉士候補者が特定技能Ⅰ号への移行について | .....11 |
| 特定技能「介護」分野の業務内容について        | .....12 |
| 特定技能「介護」分野の「関連業務」について      | .....13 |
| 試験の概要1                     | .....14 |
| 試験の概要2                     | .....15 |
| 受験資格                       | .....16 |
| 試験内容                       | .....17 |
| 特定技能「介護」の受験場所及び試験日程        | .....18 |
| 特定技能「介護」の申込方法と申込期限         | .....19 |
| 学習用テキストについて                | .....20 |
| 試験当日の持ち物と注意事項              | .....21 |
| 特定技能「介護」の合格率               | .....22 |
| 特定技能の在留外国人のルート分布           | .....23 |
| 将来的なキャリアパス                 | .....24 |

# 特定技能Ⅰ号の分類



- 「特定技能(1号)」とは、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。
- 特定技能は現在全部で14業種あり、特定技能1号と特定技能2号の2つに区分されています。

①介護 ②ビルクリーニング ③素形材産業 ④産業機械製造業  
⑤電気・電子情報関連産業 ⑥建設 ⑦造船・舶用工業  
⑧自動車整備 ⑨航空 ⑩宿泊 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業  
⑭外食業

※特定技能1号は14分野で受入れ可、建設と造船・舶用工業のみ特定技能2号の受入れ可になっています。

# 特定技能Ⅰ号のポイント



- ・ 在留期間:1年、6か月又は4か月ごとの更新、通 算で上限5年まで
- ・ 技能水準:試験等で確認
- ・ 日本語能力水準:生活や業務に必要な日本語能力を 試験等で確認
- ・ 家族の帯同:基本的に認めない
- ・ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

# 特定技能1号「介護」について



これまで介護分野で就労可能な在留資格は、在留資格「介護」、特定活動「EPA介護福祉士」、技能実習「介護」の3種類でしたが、2019年4月より、新たに特定技能「介護」が追加されました。

**特定技能「介護」分野**においては、特定技能外国人の受入れは**今後5年間で60,000人を予定**しています。

これは、特定技能の対象となっている14業種の中で最も多い人数となっています。

それほど、介護分野での人手不足がより深刻ということでしょう。

## 介護分野における在留資格「特定技能 1 号」について



介護分野における在留資格「特定技能1号」は、国内外で実施される以下の試験に合格した外国人材の方が対象となります。

- ①介護技能評価試験（技術試験）
- ②国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験N4以上（日本語試験）
- ③介護日本語評価試験（日本語試験）

※なお、以下に該当する外国人については、技能試験・日本語試験が免除されます。

- 介護分野の第2号技能実習を修了した方
- 介護福祉士養成施設を修了した方
- EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了（4年間）の方

これについては次のページにて詳しく説明します。

# 技能試験・日本語試験免除対象者



## 技能実習2号を良好に修了すること

技能実習「介護」を技能実習2号まで良好に修了することにより、特定技能「介護」へ、試験を受けることなく移行することができます。

## 介護福祉士養成施設を修了すること

在留資格「介護」の取得を目指して、介護福祉士養成施設を修了した外国人も特定技能への移行が可能です。

**2022年3月まで**に介護福祉士養成施設を修了された方は、試験に不合格だったとしても、5年間の有効期限を持つ介護福祉士の資格を取得可能です。卒業後5年間のうちに、国家試験に合格するか、介護等の業務に5年間従事するか、いずれかの条件を満たすことにより、5年間経過後も引き続き、介護福祉士資格を有(ゆう)することになります。

## 特定活動「EPA介護福祉士候補者」にて4年間、就労・研修すること

特定活動「EPA介護福祉士候補者」は、4年間で国家資格である介護福祉士の合格を目指します。しかし試験の難易度は難しく、合格できない外国人も多くいます。救済措置の意味合いもあり、不合格者は特定技能への移行が認められています。

# 技能実習「介護」1



開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした制度が、技能実習です。

2017年11月に、介護職種が追加されました。

在留期間は技能実習1号は1年間、2号は2年間、3号も2年間の計5年間です。  
1号から2号、2号から3号に進む際には、技能検定試験に合格する必要があります。

## ビザ取得のための要件

介護職種のみ、日本語能力試験N4以上と同程度の日本語能力が求められています。

2年目においては、日本語能力試験N3以上のレベルが必要となります。「N3程度」に合格すれば最長5年間働ける。不合格なら帰国することになります。

(参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる  
「N4」: 基本的な日本語を理解することができる

技能実習2号まで良好に修了した外国人については、特定技能「介護」への移行が認められています。



# 技能実習の現状



## 在留資格 技能実習の労働者状況

| 年度    | 人数      | 前年対比比率 |
|-------|---------|--------|
| 令和元年  | 383,978 | 24.5%  |
| 平成30年 | 308,489 | 19.7%  |
| 平成29年 | 257,788 | 22.1%  |
| 平成28年 | 211,108 | 25.4%  |

## 産業別 技能実習

|             | 令和元年      | 平成30年     | 平成29年     |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 全外国人        | 1,658,804 | 1,460,463 | 1,278,670 |
| 技能実習全体      | 383,978   | 308,489   | 257,788   |
| 建設業         | 64,924    | 45,990    | 36,589    |
| 製造業         | 220,747   | 186,163   | 159,112   |
| 情報通信業       | 246       | 190       | 152       |
| 卸売業、小売業     | 28,481    | 21,085    | 15,847    |
| 宿泊業、飲食サービス業 | 3,303     | 2,427     | 1,994     |
| 教育、学習支援業    | 35        | 68        | 35        |
| 医療、福祉       | 3,304     | 293       | -         |

# EPA介護福祉士候補者について

2国間の経済連携強化の為に設けられた在留資格です。

平成20年からスタートし、現在は、**フィリピン、インドネシア、ベトナム**の3ヶ国から受け入れます。母国で看護学校等を卒業し、日本語の研修を受けた人を対象としています。

**4年の在留期間**のうちに、国家資格である介護福祉士の合格を目指します。政府の政策的な側面からのバックアップが強い、政府から受入事業費補助金が受けられます。平成20年度より受け入れを開始し、平成29年度には752人もの方がEPA介護福祉士候補者として受け入れられています。(平成20年～29年度 累計:3,492人)

介護福祉士取得までのスケジュール ※それぞれの国により、日本語レベルが異なります。

## 【インドネシア・フィリピン】

1. 1国ごとの候補者要件をクリア
2. 現地にて日本語研修（6ヶ月）
3. 日本語能力試験N5程度以上の取得
4. 日本にて日本語等研修（6ヶ月）
5. 受け入れ施設（病院、介護施設）での業務及び研修

## 【ベトナム】

1. 候補者要件をクリア
2. ベトナムにて日本語研修（12ヶ月）
3. 日本語能力試験N3以上の取得
4. 日本にて日本語等研修（2ヶ月半）
5. 受け入れ施設（病院、介護施設）での業務及び研修

国家資格「介護福祉士」を取得できれば、回数の制限なく在留期間が更新でき、家族の帯同も可能になります。特定活動「EPA介護福祉士」へと変更することができます。2020年の合格率は44.5%、758名中、237名の合格にとどまっており、簡単な試験ではありません。

# EPA介護福祉士候補者が特定技能Ⅰ号への移行について



《介護福祉士国家試験に合格できなかったEPA介護福祉士候補者の方へ》

## 在留資格「特定技能1号」への移行について

### 概要

- EPA介護福祉士候補者として入国し、4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者(※1)については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等が免除されます。
- 「特定技能1号」に移行することにより、さらに最長で5年間(※2)、引き続き、介護施設等で就労することが可能となります。

(※1)具体的には、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書により、

- ・ 合格基準点の5割以上の得点であること
- ・ すべての試験科目で得点があること

について、地方出入国在留管理官署で確認します。

(※2)5年の在留期間中に介護福祉士国家試験に合格した場合は、在留資格「介護」に移行が可能となります。

この場合は、在留期間更新の回数制限なく、介護施設等で就労することができます。

つまり特定技能1号に移行すれば、その後最大5年の在留が認められます。また、5年の間には何度でも介護福祉士国家試験を受験でき、合格すれば、その後、期間の定めのない在留資格「介護」に移行できて、家族の帯同も可能になるのです。

# 特定技能「介護」分野の業務内容について



特定技能「介護」分野の特定技能外国人が従事できる業務内容は、

1. 身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）
2. 支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助など）

訪問介護等の訪問系サービスは対象外となるため、注意が必要です。

# 特定技能「介護」分野の「関連業務」について



**特定技能「介護」分野**では、通常業務内容のほか、関連業務として、身体介護、またはこれに付随する支援業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に**付随的に従事することは差し支えない**とされています。

- ①掃除、洗濯、調理業務
- ②機能訓練の補助
- ③記録・申し送り
- ④物品の補充、お知らせ等の掲示物の管理等周辺業務もこれに該当します。

# 試験の概要1



## 技能試験・日本語試験の概要 (介護分野)

### 技能試験

#### 「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTB)方式
- 実施回数: 原則毎月実施
- 受験資格: 17歳以上の者
- 試験水準: 介護職種の第2号技能実習修了(3年間)相当の水準である介護技能実習評価試験と同等の水準(注)。

(注) 介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できるレベル

### 日本語試験

#### 「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTB)方式
- 実施回数: 年6回程度、海外で実施
- 受験資格: 原則として、日本語を母語としない者であること
- 試験水準: ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語力を持っているかを判定する。



(※) 又は「日本語能力試験(N4以上)」

#### 「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト(CTB)方式
- 実施回数: 原則毎月実施
- 受験資格: 17歳以上の者
- 試験水準: 介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の水準



# 試験の概要2



特定技能「介護」を取得する要件として、

A. 技能試験(① 介護技能評価試験)

B. 日本語試験(② 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験N4以上及び ③ 介護日本語評価試験)

AとBの双方をクリアしなければなりません。

他の分野では日本語試験は一つのみですが、介護分野はコミュニケーション能力が必要  
とな

ため、介護日本語評価試験も追加して行われます。

①、②、③とも日本国内と海外で試験が実施されており、①と③は同じ試験日に受験す  
る  
ことが可能です。

※ これらをクリアしてはじめて、介護施設(受入れ機関)と契約することができ、ビザの申請をし、特定技能ビザを取得することができるのです。

受験資格は以下の通りです。

- 17歳以上の者とする。(インドネシア国籍を有する者にあつては、18歳以上)  
ただし、日本国内において実施する試験にあつては、在留資格を有する17歳以上の者とする。
- 日本国籍を持っている方は受験することはできません。
- 在留資格を有している方であれば受験することができます。在留資格「短期滞在」をもって日本に在留する方でも受験が可能(中長期在留歴がなくても受験可能)です。
- 在留資格を有していない方(不法残留者等)については、引き続き受験は認められません。

★なお試験に合格したとしても、そのことをもって在留資格「特定技能」が付与されるわけではありません。



# 試験内容



|               | 介護技能評価試験                                                                                                                                          | 介護日本語評価試験                                                  |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 問題数・試験時間・試験科目 | 全45問 60分<br>(学科試験：40問)<br>・介護の基本 (10問)<br>・こころとからだのしくみ (6問)<br>・コミュニケーション技術 (4問)<br>・生活支援技術 (20問)<br>(実技試験：5問)<br>・判断等試験等の形式による実技試験課題を出題<br>▶出題基準 | 全15問 30分<br>・介護のことば (5問)<br>・介護の会話・声かけ (5問)<br>・介護の文書 (5問) |
| 実施方法          | コンピューター・ベースド・テスト (C B T) 方式                                                                                                                       | 同左                                                         |
| サンプル問題        | ▶介護技能評価試験                                                                                                                                         | ▶介護日本語評価試験                                                 |
| 受験手数料         | 1,000円程度                                                                                                                                          | 1,000円程度                                                   |
| 試験結果の通知       | 試験後1ヶ月以内を目途に予約サイトのマイページから結果通知を確認できます。<br>※合格基準：問題の総得点の60%以上                                                                                       | 同左                                                         |

※ 選択問題となっており、4択の中から正しいものを一つ選びます。実技試験は実際に実技を行うわけではなく、試験形式です。合格基準は問題の総得点の60%以上となっています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000503363.pdf>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_000117702.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html)

介護技能評価試験サンプル問題  
厚生労働省

## 特定技能「介護」の受験場所及び試験日程

日本国内の受験場所・試験日程については47都道府県全てで行われているので、地方にお住まいの方でも無理なく受験することが可能です。

基本的に月曜～金曜のほぼ毎日行われており、会場によっては土曜・日曜に受験可能な場合もあります。

試験は国内・海外ともにプロメトリック株式会社が実施しています。  
あらかじめプロメトリックIDを取得し、そのプロメトリックIDでログインをすることにより、全国の試験会場・日本国内試験日程がご確認いただけます。

以下のURLをご参考下さい。

<http://ac.prometric-jp.com/testlist/nc/index.html>

[http://ac.prometric-jp.com/common\\_contents/test-dates.html](http://ac.prometric-jp.com/common_contents/test-dates.html) 試験日程

[https://www1.prometric-jp.com/reserve/center\\_map.asp](https://www1.prometric-jp.com/reserve/center_map.asp) 会場リスト

# 特定技能「介護」の申込方法と申込期限



あらかじめプロメトリックIDを取得し、そのプロメトリックIDでログインをすることにより、受験の申し込みができます。

各個人がそれぞれプロメトリックIDを持つ必要があるので、注意しましょう。

受験料の支払いは、予約画面よりクレジットカード決済で行います。料金は介護技能評価試験、介護日本語評価試験ともに、1,000円です。

もし施設側で試験料を負担する場合は、[バウチャーエクスプレス](#)よりアカウントを発行後、バウチャーを購入し、バウチャー番号を受験者に教えてください。

アカウント取得するには、5営業日かかります。

[http://ac.prometric-jp.com/common\\_contents/voucher.html](http://ac.prometric-jp.com/common_contents/voucher.html)

申込期限は希望受験日の3営業日前の23:59までとなります。(テスト日が週末の場合は、少なくとも4営業日前の23:59まで)また、受験申込は2か月先(60日先)まで可能です。

試験受験後、45日間は次の受験はできません。

# 学習用テキストについて



日本介護福祉士会では介護分野の特定技能1号評価試験に対応した学習テキストを提供しています。このテキストは、介護技能評価試験と介護日本語評価試験の受験対策として活用できます。

以下のURLをご参考にしてください。

[http://www.jaccw.or.jp/home/ginou\\_shien.php](http://www.jaccw.or.jp/home/ginou_shien.php)

言語は、日本語・英語・ベトナム語・インドネシア語・モンゴル語・タイ語・中国語に対応しています。

# 試験当日の持ち物と注意事項



試験当日は以下の本人確認書類のいずれかをご持参ください。

1. パスポート
2. 在留カード

本人確認書類は以下のすべての条件を満たす必要があります。

- 原本であること。
- コピーは無効です。
- スマートフォンの画面や他の電子媒体で提示することはできません。
- 本人確認書類の写真は鮮明で、試験当日に来場された本人との確認ができること。
- 有効期限内で、写真付きであること。

**\*試験当日に本人確認書類と確認書の提示が必要です。提示ができない場合は受験ができません。**

# 特定技能「介護」の合格率



2020年6月の試験の受験者数、合格者、合格率は下記の表にある結果となりました。

## 日本国内の合格率

|           | 受験者数<br>(人) | 合格者数<br>(人) | 合格率<br>(%) |
|-----------|-------------|-------------|------------|
| 介護技能評価試験  | 579         | 401         | 69.3       |
| 介護日本語評価試験 | 537         | 462         | 86.0       |

# 特定技能の在留外国人のルート分布(ぶんぷ)



|            | 総数    | 試験ルート | 技能実習ルート | 検定ルート | 養成施設修了<br>ルート | EPA<br>候補者ルート |
|------------|-------|-------|---------|-------|---------------|---------------|
| 介護         | 56    | 14    | 0       |       | 0             | 42            |
| ビルクリーニング   | 27    | 0     | 27      |       |               |               |
| 素形材産業      | 437   | 0     | 437     |       |               |               |
| 産業機械製造     | 428   | 0     | 428     |       |               |               |
| 電子電機情報関連産業 | 184   | 0     | 184     |       |               |               |
| 建設         | 267   | 0     | 267     | 0     |               |               |
| 造船船舶用工業    | 156   | 0     | 156     | 0     |               |               |
| 自動車整備      | 37    | 0     | 36      | 1     |               |               |
| 宿泊         | 19    | 19    | 0       |       |               |               |
| 航空         | 0     | 0     | 0       |       |               |               |
| 農業         | 686   | 0     | 686     |       |               |               |
| 漁業         | 42    | 0     | 42      |       |               |               |
| 飲食料品製造     | 1,404 | 2     | 1,402   |       |               |               |
| 外食         | 246   | 246   | 0       |       |               |               |
| 合計         | 3,989 | 281   | 3,665   | 1     | 0             | 42            |
|            |       | 7.0%  | 91.9%   | 0.0%  |               | 1.1%          |

こちらは、法務省の令和2年3月末のデータとなっております。

この表を見ると、実に9割が技能実習からの変更または認定となっています。分野毎で見ると、技能実習制度に加わったのが比較的新しく、独特な介護、航空を別にすると、技能実習制度に実質職種が設定されていなかった外食と宿泊は当然全員が試験ルートで資格を取得しており、それ以外の分野はほぼ100%が技能実習生からの移行です。

# 将来的なキャリアパス



特定技能1号は、最長5年と在留期間が決まっております。

現行制度の下で、在留資格「介護」は養成施設で2年以上学び、3年以上の実務経験に加え、介護福祉士の資格を取った人に限って認められています。政府は、特定技能を創設する出入国管理法(入管法)改正案が成立したら、法務省令を改正して「特定技能1号」からの移行を可能にします。

特定技能1号で介護の仕事を3年以上続け、介護福祉士の資格を取得することで在留資格・「介護」への移行できるように現在検討されています。

既に改正に向けて動き出しており、将来的には在留資格「介護」への変更が認められる可能性が高いです。



本日説明会にご参加して頂きありがとうございました。

これからも引き続き説明会を行う予定です。

KOWA WORLD株式会社では、外国人採用支援業務を行っておりますので、  
合格後の進路、就職支援、就職先の紹介などもぜひご相談ください。